平成２７年（フ）第９８号
相模原市中央区清新１丁目６番20号　ハイメゾン清新203
債務者　伊藤めぐみ
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２７年（フ）第１０６号
相模原市南区麻溝台３丁目10番14号
債務者　小方　佳光
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２７年（フ）第８６号
静岡県田方郡函南町桑原1295番地の14　町営冷川住宅187、前住所静岡県田方郡函南町仁田13番地の２　ロイヤルマンション函南204
債務者　大場　秋男
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２７年（フ）第１３号
京都府福知山市字猪崎1253番地の３　坂井俊也方
債務者　吉延　周次
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係
平成２７年（フ）第１８８号
大阪府松原市天美北７丁目10番43―101号
債務者　田邉智惠子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２７年（フ）第２１２号
大阪府大阪狭山市茱萸木２丁目479番地の１―202号
債務者　古川　智輝
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２７年（フ）第２３２号
大阪府高石市加茂２丁目７番33号
債務者　露口　宏之
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２７年（フ）第２３５号
大阪府松原市北新町４丁目５番12号
債務者　荒井　俊一
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２７年（フ）第２４０号
大阪府富田林市若松町東１丁目10番24号―111
債務者　森下　恵二
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２７年（フ）第２５５号
堺市西区鳳北町８丁453番地10　ファーウッド106号
債務者　中須賀良介
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２７年（フ）第３号
高知市高須本町９番９－３号　ベルグ高須本町Ａ－３
債務者　木下イト子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
高知地方裁判所破産係
平成２７年（フ）第７０号
高知県土佐市高岡町丙479番地
債務者　浅野　浩司
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
高知地方裁判所破産係
平成２７年（フ）第１３９４号
大阪市住吉区大領３丁目２番５号
債務者　西川　優子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第１４７４号
大阪府高槻市牧田町14番86―307号
債務者　小川　浩志
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第１６２２号
大阪府豊中市長興寺北２丁目８番14―203号
債務者　越知　健二
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第４０１号
横浜市中区本牧元町15番４番　本牧荘３号室、申立時の住所横浜市南区睦町１丁目27番地民衆館307
債務者　津茂谷邦雄
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部